

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 東近江市  
 本事業の担当部局名 都市整備部 住宅課

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援		
個別事業名	東近江市市民結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	1,000 千円	補助率: 1/2	(交付金所要額: 500 千円)
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注) 2	<p>東近江市まち・ひと・しごと創生戦略第4版の中の少子化対策「若い世代が希望をかなえる夢のある東近江市の創生」を目指す施策</p> <p>①若い世代の暮らしの安定                  ②子育て環境の充実                  ③保育・教育環境の充実                  ④ワーク・ライフ・バランスの実現                  ⑤若者が地域で活躍する場の創出</p> <p>本事業は上記のうち、「①若い世代の暮らしの安定」の取組として位置付けられる。</p>		
個別事業の内容	<p>(個別事業の内容) ※(注) 3</p> <p>国費を活用した事業開始年度: 平成31年度</p> <p><u>住宅取得費用に係る支援</u>                  新規に婚姻した世帯(夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る)の婚姻に伴う住宅取得費用に対する支援を行う。</p> <p><b>【積算根拠】</b>                  5件(支給世帯見込数) × 20万円(補助上限額※2) × 1/2(補助率) = 500千円                  ・ 253件 = ①545件 × ②76.2% × ③61.0%                  ①「平成29年人口動態統計」平成29年東近江市年間婚姻件数                  ②「平成29年人口動態統計」平成29年に結婚生活に入った夫婦ともに34歳以下の世帯割合76.2%                  ③「平成29年国民生活基礎調査」平成29年世帯主の年齢別、世帯所得の割合                  34歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が550万円以下(所得換算約340万円の世帯の割合61.0%)                  ・ただし、253件のうち、予算の制約により、今回の支給世帯見込数は5件とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。</p> <p>&lt;市独自要件&gt;                  ※ 市内に本社等を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業者が工事の全部又は一部を施工すること。(建売住宅の購入及び中古物件購入の場合は除く)                  ※2 補助上限額を20万円に引き下げる。</p>		
	<p>・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4</p>	<p>・支給世帯実績／支給世帯見込数の割合: 100%                  ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」: 40%                  ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」: 80%</p> <p>&lt;参考指標&gt;                  ・東近江市「東近江市まち・ひと・しごと創生戦略」より                  合計特殊出生率: 1.62(平成26年) → 1.68(平成31年)</p>	

・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 5	滋賀県の公共施設等でのチラシの配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。
・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 6	工務店や不動産業者に周知し、チラシを設置してもらうことで幅広く対象世帯に情報を提供する。
・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注) 7	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)
・委託契約の有無及び契約方式 ※(注) 8	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無 ----- □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約 [事業の内容: ] (①を除く) [随契の理由: ]
・システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注) 9	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有 (取組名: ) □無 □有の場合の担当部局:

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。  
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。  
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとにならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。